

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和7年度に滋賀県で開催された第79回国民スポーツ大会（わた SHIGA 輝く国スポ）および第24回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）（以下「両大会」という。）に当たり作成したロゴマーク、マスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」、「わた SHIGA 輝く国スポ」およびこれらを含む結合語または造語（愛称等）

2 この規程において、「マスコット等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県が定める大会マスコット

(2) 第24回全国障害者スポーツ大会愛称（「わた SHIGA 輝く障スポ」）

(3) 大会スローガンその他県が定める規定書体

(公共目的による使用)

第3条 標章およびマスコット等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課長（以下「スポーツ課長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

(1) 資料または無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動に寄与すると認められるとき。

(2) 出版物についての使用であって、スポーツまたは障害者の社会参加の推進に関する啓発を目的に使用するものと認められるとき。

(3) スポーツ課からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。

(4) スポーツまたは障害者の社会参加推進に関する報道に使用するとき。

(5) その他スポーツ課長がスポーツまたは障害者の社会参加の推進に寄与すると認めるとき。

(使用届出等)

第4条 標章およびマスコット等を使用する場合は、あらかじめ「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用届出書（別記様式）」をスポーツ課長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる標章およびマスコット等の図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 県内の地方公共団体が使用する場合
  - (2) 県内の地方公共団体が構成員となる団体または県内の地方公共団体が事務局を所管する団体が使用する場合
  - (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
  - (4) その他スポーツ課長が適当と認めた場合
- 2 スポーツ課長は、標章およびマスコット等の使用が次の各号いずれかに該当する場合、使用の中止を申し立てることができる。

- (1) 県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合
- (5) その他、スポーツ課長が不適切であると判断した場合

#### (届出内容の変更)

第5条 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等の使用を届け出た後、内容について変更しようとするときは、改めて変更後の使用について「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用届出書(別記様式)」をスポーツ課長に提出しなければならない。ただし、使用予定期間など、軽微な変更についてはこの限りでない。

#### (使用上の遵守事項)

第6条 標章およびマスコット等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、および許可条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 第2条第2項第1号に規定する大会マスコットを使用する場合は、原則として、標章およびマスコット等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合は、この限りではない。
- (5) 第2条第2項第1号に規定する大会マスコットを使用する場合は、原則として、マスコットに近接して、「2025 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター」および「キャプフィー」または「チャプフィー」と表記すること。ただし、その形状等から表記することが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 使用許可された物件について、商標および意匠登録の出願をしないこと。

(7) 当該物件の使用にあたっては、事故などが発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちにスポーツ課長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県は一切の責任を負わない。

(損害賠償等の責任)

第7条 標章およびマスコット等の使用を届け出た者が標章およびマスコット等の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

滋賀県観光文化スポーツ部  
スポーツ課長 あて

申請者住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）  
連絡先（担当者名、電話番号）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用届出書

下記のとおり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等を使用したいので、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用取扱規程」第4条により届け出ます。

なお、使用に当たっては、同規程に定める事項を遵守します。

記

使用標章等	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
備考	

※注意事項

- ・企画案（レイアウト、スケッチ、原稿等）など、標章およびマスコット等の使用方法が分かる資料を添付してください。
- ・標章およびマスコット等に近接して「2025 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター」および「キャプフィー」または「チャプフィー」と表記できない場合、理由を備考欄に記載してください。
- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用取扱規程第4条第2項各号に該当すると認められた場合、直ちに使用を中止してください。
- ・滋賀県イメージキャラクターについては、この届出書では使用できませんので注意してください。